

神河町クーリングシェルター募集要項

1 目的

本要項は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定にご協力いただける民間施設を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、以下の内容を実施する。

- (1) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所での快適な室温を保つこと
- (2) 店舗等の入口や該当箇所等にクーリングシェルター・マークを掲示すること
- (3) 適切な空間で、一時的に休息できるスペース（イス・ソファ等）を設置すること
- (4) クーリングシェルターとして公表する場所の受入可能人数を、確実に受け入れられるよう準備すること

3 応募資格

応募資格は町内に所在する民間施設で、以下の要件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、開放可能日において当該施設を開放すること
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されていない日時においても、涼をとれる場所として開放可能日において当該施設を開放するよう努めること
- (4) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること
- (5) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること
- (6) 環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートをメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、情報の伝達を受けること
- (7) 町とクーリングシェルター指定の協定を締結し、施設の名称・所在地・開放可能日時・受入可能人数の公表に同意できること

4 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

なお、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じることとする。

5 募集期間

令和7年3月1日から随時受付

6 応募方法

申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、メールまたは町HPのお問合せフォームにより提出。

住 所：〒679-2414 神河町粟賀町 630 番地

宛 名：神河町役場健康福祉課 熱中症対策担当

電話番号：0790-32-2421

メールアドレス：kenkou_fukusi@town.kamikawa.hyogo.jp

7 提出後の流れ

- (1) 応募内容の確認・審査
- (2) 町と施設管理者で協定内容の協議
- (3) 協定の締結
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（HP 等）
- (5) クーリングシェルター運用開始

8 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

9 その他

- (1) 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定める。
- (2) 公序良俗に反する等、取組の趣旨に適さないと町が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合がある。